

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第20号

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項ただし書中「地方税法施行令に定める額を」を「3万円を」に、「当該地方税法施行令に定める額」を「3万円」に改める。

第32条第1項中「66万円」を「67万円」に、「地方税法施行令に定める額を」を「3万円を」に、「当該地方税法施行令に定める額」を「3万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。